

令和4年度 昭和村職員（高校卒程度）採用候補者試験公告

昭和村公告第9号
令和3年7月1日
昭和村

昭和村職員（高校卒程度）採用候補者試験を次により行います。

1 試験職種及び採用予定人員

試験職種	一般事務
採用予定人員	若干名

2 受験資格

昭和61年4月2日以降に生まれた者。（学歴は問いません。）

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者。
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者。
- (3) 本村職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者。
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者。

3 試験の方法

高校卒業程度で次により行います。

(1) 第1次試験

① 教養試験

職員として必要な一般知識及び知能について、択一式による筆記試験を行います。

知識分野20問・知能分野20問

※「古文」「哲学・文学・芸術等」「国語」の出題はありません。

② 事務適性検査、職場適応性検査

教養試験終了後、「事務職員としての作業能力」並びに「公務の職業生活への適応性」について、択一式による検査を行います。

(2) 第2次試験

第1次試験合格者に対して、小論文及び個別面接による試験を行います。

4 資格調査

第1次試験合格者について、受験資格があるかどうか、申込書に記載されていることが正しいかどうかについて調査します。

5 試験期日、場所及び発表

区分	期日	時間	試験会場	発表
第1次試験	令和3年 9月19日(日)	<ul style="list-style-type: none"> ・受付 9:00 ~ 9:30 ・教養試験 10:00 ~ 12:00 ※昼食休憩後に以下の検査を実施 ・事務適性検査 ・職場適応検査 	「福島県立 坂下高等学校」 (会津坂下町白狐字 古川甲1090) 電話 0242-83-2911	令和3年10月上旬、村役場掲示板及び村HPに合格者の受験番号を掲示するほか合格者に通知。
第2次試験	<u>期日、時間、試験会場等について、第1次試験合格者に対してのみ別途通知します。</u>			

6 合格者の採用

- (1) 合格者は採用候補者試験名簿に記載され、成績順に村長が採用する者を決定します。
この採用候補者名簿の有効期間は原則として1年間です。
- (2) 初任給は、本村の給料表によるが、この他扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

7 受験手続き及び受付期間

- (1) 申込用紙の請求
申込用紙は、本村役場総務課総務係で交付します。郵便により申込用紙を請求する場合は、封筒の表に赤で「高校卒程度試験申込用紙請求」と書いて、切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角型2号）を必ず同封してください。
- (2) 申込の方法
 - ① 申込用紙に必要事項を記入して、本村役場に提出してください。申込書を郵送する場合は、切手を貼った自分宛の封筒を同封し、その表に赤で「高校卒程度試験申込」と書いて、必ず簡易書留にして送付してください。
 - ② 試験申込み後、受験票を受領したときは、最近6ヶ月以内に撮影した本人の写真（上半身、脱帽、正面向き、縦6cm×横4.5cm）1枚を写真欄に貼って受験当日に必ず持参してください。（受験票がない場合、又は受験票に写真が貼っていない場合は、受験できません。）

※送付先

〒968-0103 福島県大沼郡昭和村大字下中津川字中島652
昭和村役場 総務課 総務係

(3) 受付期間

令和3年7月5日（月）から同8月13日（金）まで（執務時間中に限ります）
郵便による申込書提出の場合は、8月12日（木）までの消印のあるものに限り受け付けます。

8 試験結果の開示

この試験結果については、昭和村個人情報保護条例第17条1項の規定により、口頭で請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求は開示できません。受験者本人であることを明らかにする書類（運転免許証、学生証等）を持参の上、受験者本人が直接おいでください。

試験	開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験	第1次試験不合格者	総合得点・順位 ※但し、受験者数が少数で開示することによりほかの受験者の順位を容易に推定できるおそれがある場合は、順位を開示しない場合があります。	合格発表日から1ヶ月間	昭和村役場 総務課 総務係
第2次試験	第2次試験受験者			

9 その他

- (1) 受験の際は、「HB」の鉛筆と消しゴムを持参してください。それ以外の筆記用具は使用できません。
- (2) お昼をまたぎますので、昼食を準備してください。また、「福島県立坂下高等学校」会場へは上履きかスリッパをお持ちください。
- (3) 「福島県立坂下高等学校」会場については、試験当日の試験会場への自家用車の乗り入れを禁止します。
- (4) この試験に関し不明な点は、役場総務課総務係(0241-57-2111)に問い合わせてください。また、郵便で問い合わせる場合は、切手を貼った宛先明記の返信用封筒を必ず同封してください。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の今後の状況によっては、試験の延期などの連絡事項をお知らせする場合があります。

10 問い合わせ先

昭和村役場 総務課 総務係

〒968-0103 福島県大沼郡昭和村大字下中津川字中島 652

電話 0241-57-2111